

事業所の所在地・名称等の変更手続きについて

○手続きの流れ ※いずれも移転後の管轄

一元適用事業所

1. **労働基準監督署**にて労働保険の変更手続き
2. **名古屋東公共職業安定所**にて雇用保険適用事業所の変更手続き

二元適用事業所

1. **名古屋東公共職業安定所**にて雇用保険適用事業所の変更手続き

※労災保険に係る変更手続きは、労働基準監督署で行ってください。

○お持ちいただく確認書類

労働保険名称、所在地変更届

一元適用事業所：労働基準監督署提出後の事業主控えのコピー
二元適用事業所：雇用保険に係る変更のため、原本の提出

雇用保険適用事業所各種変更届

事業所の所在や事業内容など変更事項の確認できる書類 コピーでも可

《法人》

- ・履歴事項全部証明書 ※変更届に法人番号の記載があれば省略可能

所在地が履歴事項全部証明書と異なる場合

→「賃貸借契約書」「公共料金請求書」など所在地の確認できるもの

《個人事業主》

- ・事業所名（屋号）と住所が確認できる書類

→「賃貸借契約書」「公共料金請求書」など所在地、名称の確認できるもの